

再生可能エネルギーのFIT・FIP制度

屋根設置太陽光発電の初期投資支援スキーム

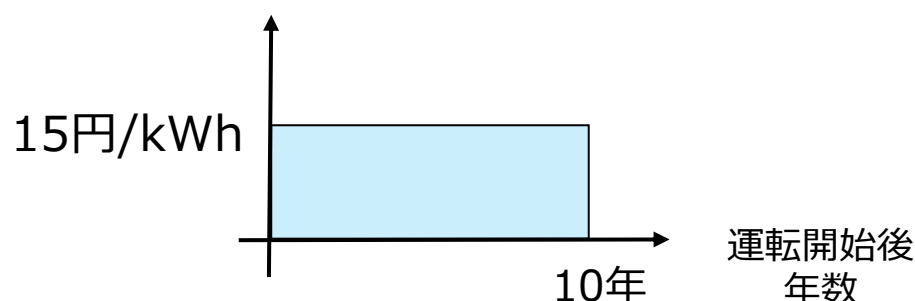
目的

屋根設置太陽光発電の導入を加速するため

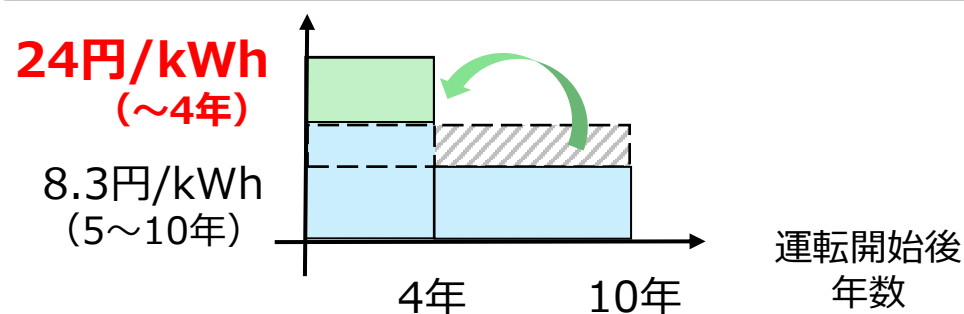
発電事業者の**早期の投資回収**を支援します

支援イメージ

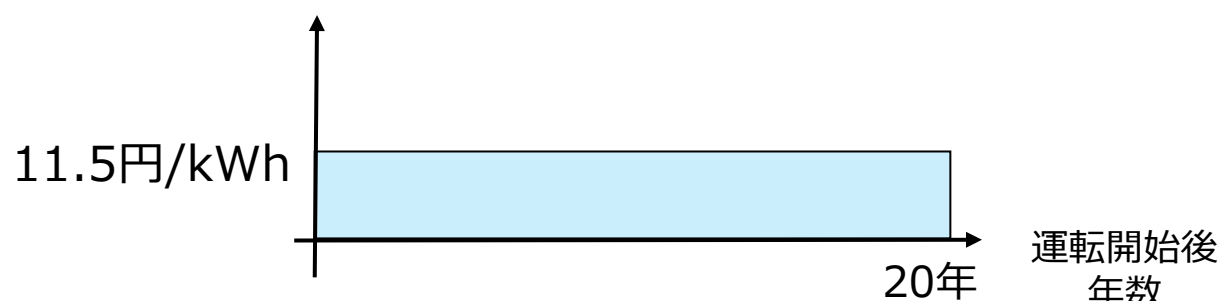
【住宅用太陽光（従来 ※2025年度上期）】



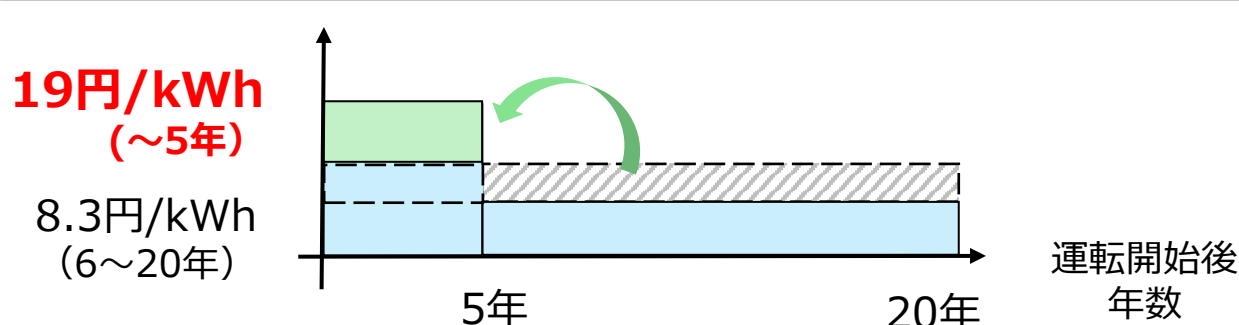
【住宅用太陽光（2025年度下期 認定）】



【事業用太陽光・屋根設置（従来 ※2025年度上期）】



【事業用太陽光・屋根設置（2025年度下期 認定）】



※棒グラフの大きさはイメージ。
※FIT/FIP価格やFIT/FIP期間は認定年度によって変わり得る。

メリット

返済額のうち
利息分を抑えられる

**投資回収年数を
短縮**できる

自家消費型の屋根設置太陽光は
系統負荷が小さいため
国民負担・社会費用の抑制に繋がる

申請期限日（2025年度下期認定：2025年10月1日以降に認定を受ける場合）

	申請期限日	適用される調達価格/基準価格
住宅用太陽光（10kW未満）	2026年1月6日（火）	24 円/kWh（～4年） 8.3 円/kWh（5～10年）
事業用太陽光 ・屋根設置（10kW以上）	2025年12月12日（金）	19 円/kWh（～5年） 8.3 円/kWh（6～20年）

※2025年10月1日以降に認定を受ける場合、**2025年7月1日（火）以降に認定の申請**を行ってください。

※電子申請が原則です。GビズIDの発行等の手続きに時間を要しますので、上記期限日にかかわらず、早期に申請ください。

よくあるご質問

Q. 初期投資支援スキームの調達価格が下がる時期（住宅用は5年目以降、事業用は6年目以降）に、調達期間の途中ではありますが、FITをやめて、nonFITで自家消費＋余剰売電に切り替えることは可能ですか。

A. 原則として、**再エネ特措法に基づく認定を受けた事業は、認定発電設備を廃止（撤去及び処分）しない限り、FIT/FIP制度から離脱することは認められていません**。その上で、調達価格等算定委員会において、特定契約外での売電ができないという前提のもとで、業界団体の意見等も考慮の上、より長期間にわたって再エネ発電事業者の確実な売電収益を担保できる「階段型の価格設定」を採用するとの意見が取りまとめられました。

この意見を尊重し、「階段型の価格設定」による初期投資支援スキームの適用を受ける案件は、**調達期間中に特定契約によらない売電を行うことができない旨の条件付き認定を行う**こととします。

Q. 事業用太陽光・屋根設置（10kW以上）について、初期投資支援スキームの調達価格/基準価格が下がる時期（6年目以降）に、屋根設置から地上設置への設置形態の変更を行うことは可能ですか。

A. 初期投資支援スキームは、比較的地域共生がしやすく、系統負荷の小さい屋根設置太陽光発電の導入加速化を目指すものであるところ、調達価格等算定委員会においては、屋根設置の設置形態が維持されるという前提のもとで、業界団体の意見等も考慮の上、より長期間にわたって再エネ発電事業者の確実な売電収益を確保できる「階段型の価格設定」を採用するとの意見が取りまとめられました。この意見を尊重し、「階段型の価格設定」による初期投資支援スキームの適用を受ける事業用太陽光・屋根設置（10kW以上）については、**調達期間/交付期間中に屋根設置から地上設置への設置形態の変更ができない旨の条件付き認定を行う**こととします。

Q. 事業用太陽光について、調達期間の途中でFITをやめて、FIP転することは可能ですか。

A. 可能です。

お問い合わせ窓口

<50kW以上太陽光について>

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、044-952-7917]

<50kW未満太陽光について>

0570-03-8210（受付時間：平日 9:20 から 17:20）

電話が繋がらない場合は、時間をおいてから、お掛け直してください。

また、申請手続に関する情報については、下記ホームページをあらかじめよくご確認ください。

なっとく！再生可能エネルギー



2025年度中の再エネ特措法に基づく認定の
申請にかかる期限日について
（お知らせ）

